

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業

運 営 業 務 委 託 契 約 書（案）

令和7年4月

千 葉 市

目 次

第1章 総則	5
第1条 (総則)	5
第2条 (契約保証金)	6
第3条 (契約期間)	7
第2章 準備業務及び運営・維持管理業務	7
第1節 総則	7
第4条 (委託業務の範囲)	7
第5条 (善管注意義務)	7
第6条 (許認可の取得)	8
第7条 (再委託等の禁止)	8
第8条 (成果物の処分禁止)	8
第9条 (関連法令等の遵守)	8
第10条 (発注者の責任)	8
第11条 (指示監督等)	8
第2節 準備業務	9
第12条 (業務実施体制の整備)	9
第13条 (従業員の確保)	9
第14条 (連絡体制の整備)	9
第15条 (試運転及び運転指導)	9
第3節 運営・維持管理業務の実施	10
第16条 (運営・維持管理業務の実施)	10
第17条 (運営・維持管理業務の開始の遅延)	10
第18条 (事業実施計画書)	11
第19条 (処理対象物の受入れ等)	11
第20条 (手数料の徴収代行)	11
第21条 (排出禁止物及び処理不適物の取扱い)	11
第22条 (月間業務完了報告書)	11
第23条 (免責の否定等)	12
第24条 (精密機能検査)	12
第25条 (焼却主灰・焼却飛灰・処理不適物)	12

第26条	(発電設備の運転等)	12
第27条	(ユーティリティー類の負担)	13
第28条	(災害発生時の協力)	13
第29条	(保険)	13
第4節	モニタリング	13
第30条	(受注者によるモニタリング)	13
第31条	(発注者によるモニタリング)	14
第5節	異常事態等への対応及び運營業務委託費の減額	14
第32条	(モニタリング基準)	14
第33条	(停止期間中等の処理対象物の処理)	14
第34条	(臨機の措置)	14
第35条	(費用負担及び運転停止に対する固定費の減額)	15
第36条	(運転停止を伴わない異常事態の発生に対する固定費の減額)	15
第6節	ごみ質及びごみ量	16
第37条	(ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合)	16
第38条	(処理対象物のごみ質の変動)	16
第39条	(計画ごみ量)	16
第40条	(将来のごみ質・ごみ量の変更)	17
第3章	委託費の支払い	17
第41条	(委託費)	17
第42条	(委託費の支払い等)	17
第43条	(委託費の見直し)	17
第4章	要求水準書の変更	17
第44条	(要求水準書の変更)	17
第5章	危険の負担等	18
第45条	(所有権)	18
第46条	(発注者及び第三者の損害)	18
第47条	(法令変更)	18
第48条	(不可抗力)	19
第49条	(不可抗力による負担)	19
第6章	損害賠償等	20
第50条	(損害賠償等)	20

第7章 運営期間の終了	20
第51条 (運営期間終了時の取扱い)	20
第8章 解除	20
第52条 (発注者の解除)	20
第53条 (違約金)	21
第54条 (委託業務の一部解除)	22
第55条 (受注者の解除)	22
第9章 特許権等、著作権及び秘密保持等	22
第56条 (特許権等)	22
第57条 (著作権の利用等)	23
第58条 (著作権等の譲渡禁止)	23
第59条 (著作権の侵害防止)	23
第60条 (秘密保持義務)	23
第61条 (個人情報の保護)	24
第10章 補則	24
第62条 (受注者の権利義務の譲渡)	24
第63条 (資本金及び株式の発行)	24
第64条 (解散)	25
第65条 (受注者の兼業禁止)	25
第66条 (受注者の役員)	25
第67条 (経営状況の報告)	25
第68条 (遅延利息)	25
第69条 (反社会勢力の排除)	25
第70条 (管轄裁判所)	25
第71条 (本委託契約に定めのない事項)	26
附則	26
別紙1 保険の詳細	27
別紙2 モニタリング及び委託費の減額	28
別紙3 委託費の構成、金額及び支払手続き	33
別紙4 委託費の見直し	35
別紙5 個人情報取扱特記事項	37
別紙6 暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約	43

**千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業
運営業務委託契約書**

- 1 委 託 名 千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業 運営業務委託
- 2 契 約 期 間 自 本委託契約締結日
至 令和 33 年 3 月 31 日
- 3 契 約 金 額 金●円
(うち消費税の額 金●円)
内訳
固定費 : 金●円
計画ごみ処理量に基づく変動費
: 金●円
- 4 契 約 保 証 金 添付約款に記載のとおり
- 5 支 払 条 件 添付約款に記載のとおり

上記の委託について、千葉市（以下「発注者」という。）と●（以下「受注者」という。）は、上記事業に関し上記事業にかかる入札の落札者と市が締結した上記事業の基本協定に基づき、各々対等な立場における合意に基づいて、添付約款によって、この運営業務委託契約（以下「本委託契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本委託契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、本件は、契約締結につき、次の特約条項を付し仮契約を締結し、別途発注者及び建設事業者間で締結される千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業にかかる建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）についての市議会の議決をもって本契約に読み替える。

（特約条項条文）

本委託契約は、建設工事請負契約が市議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責めに任じない。

令和 8 年 1 月●日

発注者

千葉県千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市

千葉市長 神谷 俊一

受注者

住所 ●

氏名 ●

代表者 ●

**千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業
運營業務委託契約約款**

第1章 総則

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、第4項各号に定める書類及び図面に従い、日本国の法令を遵守し、本委託契約（この約款及び第4項各号に定める書類及び図面を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 この約款における用語の定義は、本文中に定義される用語を除き、次の定義に従う。

- (1)「設計図書」とは、本委託契約に従い受注者に貸与される本件施設の設計図書をいう。
ただし、貸与された設計図書がその後に変更されたときは、変更後のものをいう。
- (2)「成果物」とは、本委託契約、要求水準書又は事業提案書に基づき、又はその他本委託契約に定める業務に関連して受注者が発注者に提出した書類、図面、写真、映像等の総称をいい、未完成の成果物、業務を行う上で得られた記録等を含む。
- (3)「事業提案書」とは、本事業に係る総合評価落札方式政府調達協定一般競争入札において落札者として選定された[●]グループが提出した事業提案書一式及び当該提案に関し発注者の質問に応じ又は任意に提出した回答書、補足説明書等の全てをいう。
- (4)「年度」とは、4月1日の開始より翌年の3月31日に終了する一年をいう。
- (5)「募集要項」とは、本事業に係る総合評価落札方式政府調達協定一般競争入札の公告にあたり発注者が公表した入札説明書及びその付属書類（いずれも公表後に変更があったときは変更後の最新版）並びにそれらに関する質問回答をいう。
- (6)「要求水準書」とは、本事業に係る総合評価落札方式政府調達協定一般競争入札において発注者が公表した要求水準書 運営・維持管理業務編（公表後に変更があったときは変更後の最新版）及びこれに係る質問回答をいう。
- (7)「固定費」とは、委託費のうち、処理対象物の量の多寡に関係なく発注者が受注者に支払うものをいう。
- (8)「変動費」とは、委託費のうち、処理対象物の受入量に応じて発注者が受注者に支払うものをいう。
- (9)「運営保証対象額」とは、委託費の一年度における総額の10分の3以上に相当する金額をいう。なお、変動費は、計画ごみ処理量に基づいて算出する。委託契約の規定に基づき委託費が改定された場合には、改定後の委託費に基づいて算出する。
- (10)「構成員」とは、本事業にかかる入札の落札者のうち事業提案書に構成員と規定されている者（代表企業を含む。）をいう。
- (11)「協力企業」とは、本事業にかかる入札の落札者のうち事業提案書に協力企業と規定されている者をいう。
- (12)「建設工事請負契約」とは、本事業において本件施設のリニューアル整備にかかる建設工事に関し発注者と同工事の担当企業が締結した設計・施工一括型の建設工事請負契約をいう。
- (13)「計画ごみ処理量」とは、要求水準書の添付資料8に示される本件施設で処理を予定する計画ごみ処理量をいう。
- (14)「要求性能」とは、要求水準書、設計図書及び事業提案書が定める、本件施設が備えているべき性能及び機能をいう。

- (15)「異常事態」とは、本件施設が要求性能を備えていない事態及び第 32 条第 2 項に規定するモニタリング基準の未達の事態をいう。
- (16)「基本協定」とは、発注者と本事業の入札にかかる落札者が令和 7 年 12 月●日付けで締結した本事業にかかる基本協定をいう。
- (17)「基本契約」とは、発注者、本事業の入札にかかる落札者及び受注者が令和 8 年 3 月●日付けで締結した本事業にかかる基本契約をいう。
- (18)「準備業務」とは、運営・維持管理業務の業務開始のために第 3 条第 3 項に定める準備期間中に受注者が実施する業務をいう。
- (19)「法令等」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドラインをいう。
- 3 前項及び本文中に定義されない用語で要求水準書に定義される用語は、要求水準書の定義による。
- 4 本委託契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、第 1 号から第 5 号の順序に従うものとする。なお、事業提案書の記載内容のうち、要求水準書に定める基準、水準等を超える部分については、事業提案書の内容が要求水準書の内容より優先されるものとする。
- (1)この約款
 - (2)基本契約書
 - (3)募集要項
 - (4)要求水準書
 - (5)事業提案書
- 5 受注者は、運営・維持管理業務を運営期間に実施し、本件施設の運営及び維持管理を行うものとし、発注者は、その業務実施の報酬として委託費を支払うものとする。
- 6 運営・維持管理業務を実施するために必要な一切の手段については、この約款、基本契約、募集要項、要求水準書及び事業提案書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 7 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8 本委託契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 10 本委託契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- 11 この約款及び要求水準書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 12 本委託契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 本委託契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 14 受注者は、本委託契約に定められた発注者と受注者の協議が調わないことのみをもって運営・維持管理業務の遂行を拒んではならない。

（契約保証金）

- 第 2 条 受注者は、本委託契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等（国債証券、地方債証券、政府が保証する証券、市管理者が確実であると認める公社債券）の提供
 - (3) 本委託契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証
 - (4) 本委託契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 本委託契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 本委託契約期間中、前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、年度運営費の 100 分の 30 以上としなければならない。
- 3 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付し、当該履行保証保険契約書の写しを提出したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 運営保証対象額の変更があった場合には、保証の額が変更後の運営対象保証額に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

（契約期間）

第 3 条 本委託契約の契約期間は、本委託契約締結日から運営完了日までとする。

- 2 運営期間は令和 13 年 4 月 1 日から令和 33 年 3 月 31 日までとする。受注者は、運営期間において運営・維持管理業務を実施する。
- 3 本委託契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日までを業務の準備期間（以下「準備期間」という。）とする。受注者は、準備期間において運営・維持管理業務実施の準備（以下「準備業務」という。）を行う。

第 2 章 準備業務及び運営・維持管理業務

第 1 節 総則

（委託業務の範囲）

第 4 条 発注者は、運営期間において次の各号に掲げる業務を内容とする運営・維持管理業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。運営・維持管理業務の詳細は要求水準書の定めるところによる。

- (1) 運転管理業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 測定管理業務
- (4) 防災等管理業務
- (5) 情報管理業務
- (6) 住民対応への協力
- (7) その他前各号を実施する上で必要な業務

（善管注意義務）

第 5 条 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって、本委託契約及び要求水準書の各条項の

規定により、本委託契約を履行しなければならない。

(許認可の取得)

第6条 受注者は、運営開始日までに、準備業務、運営・維持管理業務その他受注者が本委託契約の締結及び履行のために必要とされる全ての許認可を取得し、これを必要な期間において維持し、必要な届出等を行わなければならない。

(再委託等の禁止)

第7条 受注者は、準備業務及び運営・維持管理業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者の事前の承諾を得た場合には、準備業務及び運営・維持管理業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受託者又は下請人が構成員又は協力企業である場合には、発注者に対する事前の通知で足りる。
- 3 前項に規定する業務の委託又は請負は、全て受注者の責任において行うものとし、業務を請負又は委託を受けた者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。受注者は、前項の規定により準備業務又は運営・維持管理業務の委託又は請負を行った場合、当該委託又は請負に係る契約書の写しを契約締結後遅滞なく発注者に提出する。

(成果物の処分禁止)

第8条 受注者は、成果物を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、書面により発注者の事前の承諾を得たときは、この限りでない。

(関連法令等の遵守)

- 第9条 受注者は、本委託契約の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）を含む関連法令及び関連規制（公害防止基準を含む。）並びに発注者が毎年度定める一般廃棄物処理実施計画を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、運営期間中、本事業に係る環境影響評価書を遵守しなければならない。

(発注者の責任)

第10条 発注者は、運営期間において、本件施設を所有し本件施設を稼働させて処理対象物の処理を行うに必要な全ての許認可を取得し、これを維持する。また、発注者は、次の各号に示す事項を自己の責任において行う。

- (1) 住民対応
- (2) 運営モニタリング（第31条に定めるモニタリングをいう。）
- (3) 本件施設への処理対象物の搬入
- (4) 処理不適物、焼却残渣の処分
- (5) 余剰電力の売却及び自己託送
- (6) その他前各号を実施する上で必要な業務

(指示監督等)

第11条 発注者は、本委託契約の履行について必要があるときは、受注者に対し、指示監督することができる。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本委託契約履行の実施状況について

調査し、若しくは報告を求め、又は受注者の事務所その他準備業務又は運営・維持管理業務の実施場所に立ち入ることができる。

第2節 準備業務

（業務実施体制の整備）

第12条 受注者は、運営・維持管理業務の実施のため、準備期間中において、本委託契約及び要求水準書に定めるところに従い、運営・維持管理業務を確実に円滑に実施できる体制を整備し、速やかに発注者に報告する。

2 受注者は、前項に従い発注者に報告した実施体制を変更する場合には、やむを得ない場合を除き、事前に発注者に報告しなければならない。

（従業員の確保）

第13条 受注者は、運営・維持管理業務の開始までに、運営・維持管理業務の実施に必要な人員（以下「従業員」という。）を、自らの責任及び費用において、法令等の規定により必要とされる人数確保し、本委託契約の終了まで、これを維持する。

2 従業員には、次の各号に掲げる資格を有する者が含まれるものとし、受注者は、運営・維持管理業務の開始までにその必要人数を確保する。また、本委託契約の終了まで、これを維持する。

（1）廃棄物処理施設技術管理者

（2）電気主任技術者

（3）ボイラー・タービン主任技術者

（4）その他運営・維持管理業務の実施のために必要な資格を有する者

3 受注者は、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、廃棄物を対象としたエネルギー回収推進施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を、運営期間を通じて配置しなければならない。

4 運営・維持管理業務の実施のために必要な資格を有する者については、法令等の範囲内において、兼任させることができる。

5 受注者は、運営・維持管理業務の開始までに、従業員の名簿（組織図、業務分担表及び人員配置表を含む。）を作成し、発注者に提出しなければならない。また、従業員の追加、異動等があったときは、速やかに発注者に通知し、発注者に提出した従業員の名簿を更新しなければならない。

6 受注者は、第2項の規定にかかわらず、ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者を、建設工事請負契約に基づく工事の開始前までに確保し、電気工作物の施工に必要な工事計画書等各種申請を行うとともに、法定検査を受検又は実施する。

（連絡体制の整備）

第14条 受注者は、準備期間において、平常時及び緊急時の発注者への連絡体制を整備し、発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の連絡体制を変更する場合には、やむを得ない場合を除き、事前に発注者に報告しなければならない。

（試運転及び運転指導）

第15条 受注者は、建設事業者が実施する本件施設の試運転に協力しなければならない。また、

受注者は、建設事業者が実施する本件施設に係る引渡性能試験に運転要員を配置し、建設事業者の運転指導の下、試運転にかかる業務を実施させるものとする。

- 2 受注者は、建設事業者が実施する本件施設の試運転に必要な資格を有する者を、試運転時に配置する。
- 3 受注者は、従業員に、建設事業者が建設工事請負契約に基づき実施する運転指導を受けさせなければならない。
- 4 前項に定めるものの他、受注者は、運営・維持管理業務の開始までに建設事業者と十分に協議し、運営・維持管理業務の円滑な実施に必要と認められる事項を実施しなければならない。
- 5 受注者は、第1項により配置した運転要員又は前項に従い運転指導を受けている従業員が、試運転の実施に関し故意または過失により本件施設を損傷し若しくはその他建設事業者に損害を生じさせたときは、これを建設事業者に賠償しなければならない。

第3節 運営・維持管理業務の実施

(運営・維持管理業務の実施)

第16条 受注者は、運営期間中、善良なる管理者の注意をもって、本委託契約、要求水準書及び事業提案書に基づき、運営・維持管理業務を行う。

(運営・維持管理業務の開始の遅延)

第17条 受注者は、第6条の規定による業務開始時に必要な許認可の取得及び第13条第2項及び第3項に定める有資格者の確保を完了し、運営期間の初年度に係る次条第2項の事業実施計画書に対する発注者の確認を受けなければ、運営・維持管理業務を開始することができない。

- 2 受注者の責めに帰すべき事由により、運転・維持管理業務を運営開始日（運営期間の初日をいう。以下同じ。）に開始することができなかった場合には、受注者は、発注者に対し、次に定める計算式に従い算出される違約金を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

（当該年度の委託料総額（変動費については計画ごみ処理量による））

×（国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項にいう「財務大臣の定める率」）×（（遅延日数）／365）

- 3 前項の規定にかかわらず、遅延により発注者に生じた損害の額が前項の違約金を超過する場合には、発注者は、当該超過分につき、受注者に対し、その賠償を請求することができる。
- 4 本件施設について、建設工事請負契約に基づく業務の進行が遅延し、運営開始日が令和13年4月1日より変更される場合には、発注者は、受注者に対して速やかにその旨通知し、以後の対応につき協議するものとする。
- 5 受注者は、前項の協議により運営開始日を変更したときは、変更後の運営開始日から運営・維持管理業務を開始するものとし、変更後の運営開始日の前日までを準備期間とする。
- 6 前項に基づき運営開始日の変更されたことにより受注者に生じた増加費用及び損害は建設事業者が負担するものとし、受注者は増加費用及び損害を建設事業者に請求するものとする。ただし、建設事業者がその責めに帰することが出来ない事由により運営開始日の変更が必要になったことを明らかにした場合は、運営開始日の変更により受注者に生じた増加費用及び損害は受注者が負担する。
- 7 前項の規定にかかわらず、前項ただし書の場合において、運営開始日の変更の原因が不可抗力又は法令等の変更と認められるときは、当該変更により受注者に生じた増加費用及び損害の負担については、第47条又は第49条の規定に従う。

(事業実施計画書)

第 18 条 受注者は、発注者の指定する日までに、運営・維持管理業務にかかる運営マニュアル、運転・維持管理計画及び事業計画（以下、「事業実施計画書」と総称する。）を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

2 受注者は、毎年度の 6 月末日（運営開始の初年度のものについては運営開始日）までに、運営維持管理の考え方及び事業実施計画書に基づき、翌年度における事業実施計画書、翌年度から運営期間終了までの期間における事業実施計画書を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

3 発注者は、受注者により実施される運営・維持管理業務のモニタリングを行い、本件施設の維持管理の方法について協議し、必要に応じて事業実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改善するよう求めることができる。受注者は、事業実施計画書を変更するなど適切に対応しなければならない。

4 事業実施計画書に含まれる運営マニュアル、運転・維持管理計画書、修繕計画書及び財務計画書には、要求水準書の添付資料 2 に示された事項を網羅させなければならない。

(処理対象物の受入れ等)

第 19 条 処理対象物は、本件施設内の、受注者によりあらかじめ指定された場所に搬入されるものとする。

2 受注者は、搬入される処理対象物が、本件施設において受入可能な量を超えるおそれがある場合、発注者に報告し、発注者の指示を受ける。

3 前項の場合、受注者は、処理対象物が本件施設において受入可能な量を超えた原因が不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由に基づくことを明らかにしたときは、発注者に対し、発注者の指示に従い作業等を実施したために生じた特別の費用の支払いを求めることができる。

(手数料の徴収代行)

第 20 条 発注者は、持込ごみの受入に係る料金徴収及び EV 車用充電設備の利用に係る料金徴収の事務を委託し、受注者は、これを受託する。

2 前項に基づく手数料の徴収方法等については、発注者と別途協議の上定める。

(排出禁止物及び処理不適物の取扱い)

第 21 条 受注者は、排出禁止物及び処理不適物を処理してはならない。受注者は、排出禁止物を搬入した者に当該搬出禁止物を持ち帰らせなければならない、この場合受注者は発注者にその旨を報告するものとする。

2 受注者は、前項の規定により持ち帰らせることができなかった排出禁止物の取扱いについては、発注者と協議する。

3 排出禁止物又は処理不適物の混入により本件施設に故障等が生じ、当該故障等の修理等のために費用を要する場合は、受注者がその費用を負担する。ただし、当該故障等の原因となった排出禁止物又は処理不適物が、発注者が回収して本件施設に搬入した廃棄物に混入していたものであり、かつ受注者において当該排出禁止物又は処理不適物を発見することが不可能であったことを受注者が明らかにし、発注者が合理的と判断したときは、発注者が当該費用を負担する。

(月間業務完了報告書)

第 22 条 受注者は、運営・維持管理業務の履行の結果をまとめた月間業務完了報告書を作成し、

翌月 10 日までに発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により月間業務完了報告書の提出を受けた場合、承諾するときはその旨を、承諾しないときはその内容を、月間業務完了報告書の提出を受けた日から 14 日以内に受注者に通知する。
- 3 受注者は、前項の通知を受領したときは、発注者が承諾しなかった月間業務完了報告書及びそれに付属する資料を改訂して再提出する。ただし、受注者は、当該月間業務完了報告書が承諾されなかったことについて、意見を述べることができる。
- 4 受注者は、第 2 項に従い再提出した業務完了報告書が承諾されなかった場合、指摘事項を踏まえて月間業務完了報告書の補足、修正又は変更を行う。この場合、受注者は、補足、修正又は変更を経た月間業務完了報告書につき、改めて発注者の承諾を受けなければならない。

(免責の否定等)

第 23 条 受注者は、本委託契約、要求水準書及び事業提案書に基づき作成したマニュアル類及び各種計画書等に従い、運営・維持管理業務を実施する。ただし、受注者は、運営・維持管理業務を実施した結果、本件施設が要求性能を備えなくなった場合に、本委託契約に従い作成したマニュアル類及び各種計画書等に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

(精密機能検査)

- 第 24 条 受注者は、自らの費用と責任において、本件施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、令和 15 年度を初回とし、3 年に 1 回以上、本件施設の機能状況等につき、第三者機関に委託することにより精密機能検査（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に定める検査をいう。）を行う。
- 2 受注者は、第 1 項に基づき実施した精密機能検査の結果を踏まえ、本委託契約に従い作成したマニュアル類及び各種計画書等の見直しを行う。

(焼却主灰・焼却飛灰・処理不適物)

- 第 25 条 受注者は、焼却主灰を、自己の費用で千葉市北谷津新清掃工場（仮称）へ搬出するものとする。
- 2 受注者は、自己の費用で、焼却飛灰をキレート処理し、千葉市新内陸最終処分場へ搬出するものとする。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、発注者及び受注者が、焼却主灰及び焼却飛灰の搬出につき、一般廃棄物運搬業を行う第三者（以下「処理業者」という。）との間で三者契約を締結した場合、受注者は、要求水準書の定めるところに従い、処理業者をして焼却主灰を千葉市北谷津新清掃工場（仮称）又は千葉市北谷津新清掃工場（仮称）が受入れ困難な期間は発注者が指定する千葉市新内陸最終処分場に、及びキレート処理後の焼却飛灰を発注者が指定する千葉市新内陸最終処分場に、それぞれ運搬させることができるものとする。焼却主灰及び焼却飛灰を運搬する際の、車両への積み込み及び計量等の作業は、受注者の負担において実施するものとする。
 - 4 処理不適物の搬出、処理及び処分は発注者が自己の費用で実施する。

(発電設備の運転等)

- 第 26 条 受注者は、本件施設の焼却設備・蒸気タービン発電設備・熱供給設備及びこれに付随する関連設備の運転を行い、これにより、受入れたごみを焼却処理し、ごみ焼却ボイラで発生させた蒸気で発電を行うものとする。
- 2 前項の本件施設の設備の運転により得られた蒸気の一部を、要求水準書に従いアクアリンク

ちばに供給する。

- 3 第1項の本件施設の設備の運転により得られた電力は、要求水準書に従い、本件施設で使用し、余剰分を発注者がその所有にかかる公共施設に自己託送するとともにアクアリンクちばに供給し、その後の余剰分を電気事業者に売電する。
- 4 前項の売電にかかる契約は発注者と電力事業者が締結し、売電による収入は発注者に帰属するものとする。発注者の所有にかかる公共施設に自己託送する費用は発注者が負担する。
- 5 蒸気タービン発電設備の停止中におけるアクアリンクちばへの電力供給は、受注者が費用を負担して供給するものとする。

(ユーティリティー類の負担)

第27条 前条に定める電力以外で運営・維持管理業務の実施に必要なガス、水道等のユーティリティーの費用の負担は要求水準書に定めるとおりとする。

(災害発生時の協力)

第28条 受注者は、震災その他不測の事態により多数の廃棄物が発生し、その処理を発注者が実施する場合、その処理に協力する。災害廃棄物の処理にかかる取り扱いは、要求水準書の添付資料8に定めるとおりとする。

(保険)

- 第29条 受注者は、準備業務及び運営・維持管理業務の実施にあたり、別紙1記載の条件を充足する第三者への損害賠償保険等の保険に継続して加入しなければならない。なお、受注者は、保険契約を締結するにあたり、事前に保険契約の内容及び保険証券の内容について発注者の承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、前項の規定による保険契約締結後又は更新後速やかに当該保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。
 - 3 受注者は、第1項に基づき加入した保険の内容の全部又は一部を変更する場合には、事前にその内容を発注者に通知し、その承諾を得なければならない。
 - 4 発注者は、本件施設に関し、建物総合損害共済保険に加入する。
 - 5 受注者は、発注者が前項の保険に基づく保険金を請求するときは、関連書類の作成等の事務を補助し、その他の必要な支援を提供するものとする。

第4節 モニタリング

(受注者によるモニタリング)

- 第30条 受注者は、事業提案書に従い、自己の費用において、本委託契約、要求水準書、設計図書及び事業提案書（以下「要求水準書等」という。）に基づいた適正かつ確実な運営・維持管理業務を実施しているかを自ら監視し、測定し、評価（運営・維持管理業務の監視、測定及び評価を以下「モニタリング」と総称する。）する。
- 2 受注者は、前項による受注者によるモニタリングにより、運営・維持管理業務の実施に関し要求性能が達成されていない、またはその恐れがあると認めるときは、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、適切な対応を実施するものとする。
 - 3 受注者は、前項に従い実施した対応及びその結果を、速やかに発注者に報告するものとする。

(発注者によるモニタリング)

第 31 条 発注者は、自己の費用において、受注者により、要求水準書等に基づいた適正かつ確実な運営・維持管理業務が実施されているかをモニタリングする。

- 2 発注者は、前項のモニタリングにより、若しくは前条第 2 項による発注者への通知に基づき、要求性能が達成されていない又は達成されないおそれがあると判断した場合、適切な措置（運転停止命令、是正勧告、委託費の減額等を含むが、これらに限られない。）をとることができる。
- 3 発注者が前項の措置をとることは、本委託契約に基づく発注者の解除権行使を妨げない。

第 5 節 異常事態等への対応及び運營業務委託費の減額

(モニタリング基準)

第 32 条 受注者は、運営・維持管理業務の実施中に異常事態が発生したときは、別紙 2 に従い、運転を停止し、又は監視を強化しなければならない。

- 2 発注者又は受注者のモニタリングにより本件施設の排ガス値が要求水準書に定めるモニタリング基準（以下「モニタリング基準」という。）を 1 項目でも上回った場合、受注者は、要求水準書に定められた手続きにより本件施設の平常運転状態への復帰を図るものとする。ただし、モニタリング基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等の軽微なもので、その原因・改善策が自明である場合には、この限りではない。
- 3 前項により本件施設の平常運転状態への復帰に必要な措置を講ずるための費用は受注者が負担する。
- 4 第 2 項により本件施設の平常運転状態に復帰した後の本件施設の運転において、再度、同一項目においてモニタリング基準を逸脱した場合は、速やかに本件施設の運転を停止したうえで、要求水準書の定める手続きに従い本件施設の運転再開を行うものとする。
- 5 前項に従い本件施設の運転再開のために必要な措置を講ずるための費用は受注者が負担する。

(停止期間中等の処理対象物の処理)

第 33 条 異常事態の発生、前項第 4 項による運転停止、又はその他の原因により運転停止の状態若しくは計画ごみ処理量の全量の受入れができない状態に陥った場合、受注者は、速やかに発注者に報告し、処理対象物の処理について、次の各号に掲げるところにより、対応する。

- (1) 受注者は、発注者に対する報告を行った場合、容量を超えた処理対象物を処理できる代替方策（以下「緊急代替処理方策」という。）を策定し、発注者の確認を受け、当該緊急代替処理方策を遅滞なく実行する。
- (2) 本件施設が運転を再開した場合は、本件施設において処理を行う。

(臨機の措置)

第 34 条 受注者は、事故、災害等の防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知する。
- 3 発注者は、事故、災害等の防止その他本件施設の運転を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定に基づき臨機の措置をとった場合において、受注者は、当該措置に要した費用を負担する。ただし、当該措置が不可抗力によることを受注者が明らかにした場合は第 49 条の規定により発注者及び受注者が当該措置に要した費用を負担し、受注者の責

めに帰すことのできない事由（不可抗力を除く。）に基づくことを受注者が明らかにした場合は、当該措置に要した費用のうち受注者が委託費の範囲において負担することが適当と認められない部分を発注者が負担する。

- 5 前項の規定にかかわらず、建設工事請負契約に規定する契約不適合責任期間において、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった原因が建設工事請負契約に規定する本件施設の契約不適合によると認められる場合、当該措置は、受注者の責めに帰すべき事由に基づくものとみなし、当該措置に要した費用は全て受注者が負担する。
- 6 前項の規定は、受注者の建設事業者に対する前項の費用相当額の求償を妨げない。

（費用負担及び運転停止に対する固定費の減額）

第35条 異常事態の発生及びその他の理由による計画外の運転停止（第32条第4項による運転停止を含む。以下同じ。）への対応に要する費用（原因の究明及び責任の分析に要する費用、受入れできない処理対象物を他の廃棄物処理場まで運搬し、これを処理する費用、計画外の修繕等を行う費用を含む。以下同じ。）は、全て受注者が負担する。ただし、異常事態の発生等の原因について、不可抗力によることを受注者が明らかにした場合は第49条の規定により発注者及び受注者が、不可抗力以外の受注者の責めに帰すべき事由でないことを受注者が明らかにした場合は発注者が、当該費用を負担する。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、建設工事請負契約に定める契約不適合責任期間において、本件施設が建設工事請負契約に定める契約不適合に該当することにより異常事態の発生又は計画外の運転停止が生じた場合には、係る運転停止は、受注者の責めに帰すべき事由によるものとみなし、異常事態及び計画外の運転停止への対応に要する費用は全て受注者が負担する。
- 3 第1項ただし書の規定により、異常事態の発生又は計画外の運転停止への対応に要する費用を発注者が負担する場合の負担方法については、発注者及び受注者が協議により定める。
- 4 異常事態の発生、計画外の運転停止、又はその他受注者の本委託契約に基づく債務の不履行により、受注者が本件施設の全部又は一部の運転を停止した場合（発注者の指示により停止した場合を含む。）は、別紙2に従い委託費のうちの固定費を減額する。ただし、異常事態の発生又は計画外の運転停止、及びその他受注者の本委託契約に基づく債務の不履行が、受注者の責めに帰すことができない事由（不可抗力を含む。）によることを受注者が明らかにした場合は、固定費を構成する費用のうち、本件施設の全部又は一部の運転停止により支出が不要となった費用についてのみ固定費の減額を行い、それ以外の固定費の減額は行わない。
- 5 前項ただし書の規定にかかわらず、建設工事請負契約に定める契約不適合責任期間において、本件施設が建設工事請負契約に定める契約不適合に該当することにより異常事態の発生又は計画外の運転停止が生じた場合には、係る運転停止は受注者の責めに帰すべき事由によるものとみなし、前項本文の規定により、固定費の減額を行う。
- 6 受注者は、第1項の規定による費用の負担及び前項の規定による固定費の減額その他、自らの責めに帰すべき事由による（前項の規定により受注者の責めに帰すべき事由とみなされる場合を含む。）異常事態の発生又は計画外の運転停止と相当因果関係を有する発注者に生じた損害を、発注者に賠償しなければならない。
- 7 第2項、第5項及び第6項の規定は、受注者が建設事業者对本件施設の契約不適合により受注者に生じた損害並びに契約不適合により負担する費用の求償を求めることを妨げない。

（運転停止を伴わない異常事態の発生に対する固定費の減額）

第36条 異常事態が発生したと発注者が判断した場合（前条第4項の場合を除く。）には、別紙2に定めるところにより、固定費を減額する。

- 2 受注者は、前項の規定による固定費の減額の他、自らの責めに帰すべき事由により異常事態が発生した場合、及び建設工事請負契約に規定する契約不適合責任期間において建設工事請負契約に定める本件施設の契約不適合を原因として異常事態が発生した場合には、当該異常事態の発生と相当因果関係を有する損害を、発注者に賠償しなければならない。
- 3 前項の規定は、受注者が発注者に賠償した金額を建設事業者に求償することを妨げない。

第6節 ごみ質及びごみ量

(ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合)

- 第37条 受注者が、処理対象物のごみ質が計画ごみ質（要求水準書の図表11に示すごみ質をいう。以下同じ。）から大幅に逸脱し、要求性能を遵守することが困難である旨の申立てを発注者に対して行った場合、発注者は、要求性能を遵守することが困難であるかどうかについて確認する。
- 2 発注者が前項の規定による確認を行い、受注者の申立てが合理的であると認めた場合、発注者は、新たに自ら適当と認める方法により計画ごみ質を算出し、受注者と協議の上、要求性能を満たすための本件施設の改造の要否及び改造の方法等について決定する。発注者は当該工事を第三者に発注できるものとし、受注者は発注者が発注業務を行うための情報提供を行う。
 - 3 前項の規定による協議によって決定された本件施設の改造の内容及び改造費用が合理的な範囲であると客観的に判断されるときは、当該改造費用は、発注者が負担する。なお、発注者が、本件施設の改造を受注者以外の第三者に委託し、当該第三者の責めに帰すべき事由により、発注者、本件施設又は第三者に損害が生じた場合には、受注者はその責めを負わない。
 - 4 第2項に定める場合において、臨機の措置及び計画外の運転停止への対応に要する費用については、第34条及び第35条の規定にかかわらず、発注者の負担とする。

(処理対象物のごみ質の変動)

- 第38条 本件施設に搬入される処理対象ごみのごみ質が、計画ごみ質の範囲から逸脱し、それ起因して受注者に追加的費用が発生した場合であって、受注者の説明により、当該原因が処理対象物のごみ質が計画ごみ質から逸脱したものであると発注者が認める場合は、その追加的費用の負担について次項及び第3項に従い協議を行うものとする。ただし、本件施設に搬入される処理対象物の年間平均の低位発熱量が計画ごみ質の範囲内にとどまっている限り、受注者は、ごみ質の変動を原因とする委託料の見直しその他費用の負担を請求することはできない。また、低位発熱量以外のごみ質条件として、成分及び元素分析値が変動し、明らかに長期的な薬剤費又はその他のユーティリティー使用量に影響を及ぼすと考えられる場合は、別途協議を行うものとする。
- 2 受注者は、前項に規定する追加的費用が発生した場合は、発注者に対して費用負担に関する協議を申し立てることができる。
 - 3 発注者は、前項の規定により受注者から協議の申立を受けた場合は、これに応じるものとする。

(計画ごみ量)

- 第39条 本件施設に搬入される処理対象物の計画ごみ量は要求水準書の添付資料8に示すとおりとする。
- 2 本件施設に搬入される処理対象ごみの年間の量が前項の計画ごみ量と著しく異なり、かかる状況が長期間にわたり継続すると見込まれるときは、発注者及び受注者は、相手方に対し要求

水準書、マニュアル類、各種計画書等及び委託料の変更についての協議を請求できるものとする。

- 3 発注者及び受注者は、相手方から前項の請求を受けたときは、誠実に対応するものとし、協議が調ったときは、必要な契約変更、要求水準書及び関連する計画書等の変更等の手続を行う。

(将来のごみ質・ごみ量の変更)

第 40 条 発注者は、本件施設について、将来のごみの減量化計画、ごみの分別収集計画、ごみの収集計画等によって、処理対象物のごみ質又はごみ量の変化が予想される場合は、事前に受注者との間で本委託契約、要求水準書及び運営計画書等の見直し及び委託料の算定方法の変更等の必要性について協議を行うものとする。

第 3 章 委託費の支払い

(委託費)

第 41 条 発注者は、受注者に対し、運営期間中、別紙 3 に定めるところにより算定される金額を、委託費として、受注者に支払う。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、固定費について、本委託契約の規定による減額を行うことができる。

(委託費の支払い等)

第 42 条 発注者は、受注者に対して、別紙 3 に定めるところにより、受注者の業務遂行の対価として、次項の規定による請求に基づき、当該請求書を受領した日から 30 日以内に、委託費を支払わなければならない。ただし、別紙 2 に定めるところにより減額される場合は除く。

- 2 受注者は、第 22 条の月間業務完了報告書に係る発注者の承諾を得た後、当該月間業務完了報告書に基づいた委託費の請求書を作成し、委託費の支払いを発注者に請求する。

(委託費の見直し)

第 43 条 発注者及び受注者は、社会経済状況の変化に応じて、固定費及び変動費の見直しを実施することができ、詳細については、別紙 4 に定めるところによる。

第 4 章 要求水準書の変更

(要求水準書の変更)

第 44 条 運営期間中に、技術革新等により要求水準書の変更が必要又は相当と認められる場合は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 発注者は、本委託契約の締結後、技術革新、社会状況の大幅な変化等、発注者及び受注者が契約締結時に想定し得なかった状況の変化、その他合理的な理由（ただし、法令等の変更及び不可抗力を除く。）により要求水準書の変更の必要が生じた場合、又は要求水準書の変更が相当と認められる場合には、その変更を受注者に求めることができる。
- (2) 受注者は、前号の規定による発注者の求めについて、その対応可能性及び費用見込額を発注者に対し通知しなければならない。
- (3) 発注者及び受注者は、協議の上、要求水準書を変更することができる。係る変更により追加費用が生じた場合には、発注者が負担する。また、係る変更により受注者に費用の減少が生じるときには、費用の減少について、協議した結果に従い、委託費を減額する。

(4)前号の規定による協議が協議開始の日より 60 日以内に整わない場合には、発注者は本委託契約の一部又は全部を解除することができる。

- 2 受注者は、本委託契約の締結後に合理的な必要が生じた場合（ただし、法令等の変更があった場合及び不可抗力による場合を除く。）、要求水準書の変更を発注者に求めることができる。係る場合、発注者は、受注者との協議に応じなければならない。発注者は、係る協議が整った場合、要求水準書の変更を行うものとし、この場合の委託費の支払額の変更については、発注者及び受注者の合意したところによる。
- 3 要求水準書を変更するときは、発注者及び受注者で協議の上、変更内容に応じ、発注者が要求水準書を、受注者が本委託契約に従い作成したマニュアル類及び各種計画書等を、それぞれ適切に変更する。
- 4 発注者は、第 1 項第 4 号の規定により本委託契約の全部又は一部を解除し、当該解除により受注者に損害が生じる場合には、発注者がやむを得ないと認めるもののみを賠償する。

第 5 章 危険の負担等

(所有権)

第 45 条 本件施設の所有権は、発注者に属する。また、本件施設の更新等を行った場合においても、本件施設の所有権は発注者に属する。

(発注者及び第三者の損害)

第 46 条 受注者は、その故意若しくは過失又は法令等の不遵守によって、発注者又は第三者に人的又は物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する事由以外の事由により、運営・維持管理業務の実施により第三者が損害を受けた場合（通常避けることのできない、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等を含む。）については、発注者及び受注者は協議を行い、当該損害額に係る両者間の負担割合を決定する。
- 3 前項の損害賠償は、まず受注者が加入する保険の保険金で支払い、なお不足するときは受注者が当該損害額を当該第三者に対して支払う。発注者は、受注者からの請求に基づき、前項の規定による協議により決定した負担割合相当額を受注者に対して支払う。

(法令変更)

第 47 条 受注者は、本委託契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、本委託契約に係る自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を、書面で発注者に通知しなければならない。この場合、受注者は、法令等の変更が発生した日以降、当該法令等の変更により履行ができなくなった義務について、本委託契約に基づく履行義務を免れる。

- 2 発注者及び受注者は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。
- 3 発注者は、委託費の支払いにおいて、受注者が履行義務を免れた義務について、受注者が当該免除によって免れた費用を控除し、受注者が実際に行ったその他の業務内容に応じた委託費の支払いをすることができる。
- 4 受注者は、本委託契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、本件施設の運営・維持管理業務に関して合理的な追加費用が発生した場合、発注者に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を報告し、追加費用の負担方法等について発注者と協議することができる。
- 5 前項の規定による協議が、協議開始の日から 60 日以内に整わない場合、発注者及び受注者は、

以下の負担割合に応じて費用を負担する。

法令変更	発注者負担割合	受注者負担割合
本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更（税制度を除く）	100%	0%
上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法制度の新設・変更（税制度を除く）	0%	100%
事業者の利益に課される税制度の新設・変更	0%	100%
上記以外の税制度の新設・変更	100%	0%

- 6 前2項の場合、必要に応じて、発注者及び受注者で協議の上、要求水準書、マニュアル類及び各種計画書等の改訂等を行う。
- 7 発注者が支払う委託費に係る消費税の税率が変更された場合には、当該変更により生じた費用の増加分は、発注者が負担する。
- 8 法令等の変更により、要求水準書、マニュアル類及び各種計画書等の変更が可能となり、係る変更により受注者の運営・維持管理業務実施の費用が減少するときは、発注者は、受注者との協議により要求水準書、マニュアル類及び各種計画書等の変更を行い、委託費を減額する。
- 9 法令等の変更により本事業の継続が不能となった場合、過分の追加費用を要することとなった場合、又は第6項若しくは前項の協議が協議開始の日から60日以内に整わないときは、発注者は本委託契約の全部又は一部を解除することができる。発注者は、本項に基づき本委託契約の全部又は一部を解除し、当該解除により受注者に損害が生じる場合には、やむを得ないと発注者が認めるもののみを賠償する。

（不可抗力）

第48条 不可抗力により、いずれかの当事者が本委託契約を履行できなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を行った当事者は、通知日後に、係る不可抗力の事由が止み、本委託契約の履行の続行が可能となる時まで、本委託契約上の履行期日における履行義務を免れるものとし、相手方当事者についても同様とする。ただし、発注者及び受注者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。
- 3 発注者は、委託費の支払いにおいて、受注者が履行義務を免れた義務について、受注者が当該免除によって免れた費用を控除し、受注者が実際に行ったその他の業務内容に応じた委託費の支払いをすることができる。
- 4 第1項の通知がなされた場合、必要に応じて、発注者及び受注者で協議の上、要求水準書、マニュアル類及び各種計画書等の改訂等を行う。
- 5 前項の規定による協議が、協議開始の日から60日以内に整わないときは、発注者は本委託契約の全部又は一部を解除することができる。発注者は、本項に基づき本委託契約の全部又は一部を解除し、当該解除により受注者に損害が生じる場合には、やむを得ないと発注者が認めるもののみを賠償する。

（不可抗力による負担）

第49条 不可抗力による損害が生じた場合において、運営・維持管理業務につき、損害額及び増加費用額の合計額が、一年度につき、年間の委託費（変動費については、計画ごみ処理量によ

り算出する。)の100分の1に至るまでは、受注者が当該損害額及び増加費用額を負担し、これを超える額については発注者が負担する。

第6章 損害賠償等

(損害賠償等)

第50条 受注者は、本委託契約に従った運営・維持管理業務を実施せず、又はその他本委託契約の定めるところに違反し、発注者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、本委託契約の履行に関して発注者、建設事業者又はその他の第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第29条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 3 本委託契約の規定による固定費の減額は、前項の規定による発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また、固定費の減額を、損害賠償の予定と解してはならない。

第7章 運営期間の終了

(運営期間終了時の取扱い)

第51条 発注者及び受注者は、運営開始後18年目(令和30年度)の時点において、令和33年度から令和42年度までの10年間の延長契約について、直近の長寿命化総合計画に基づく機能診断及び精密機能検査の結果を基に協議する。

- 2 受注者は、運営期間終了時に、運営期間満了後1年間にわたり本件施設が要求水準書に示した機能及び性能を維持できることを説明する、発注者が満足する内容及び様式による運転性能確認書を発注者に提出するものとする。

第8章 解除

(発注者の解除)

第52条 発注者は、必要と認めたときは、90日前に受注者に通知することにより、本委託契約を解除することができる。この場合、発注者は、受注者の損害を補償する。

- 2 発注者は、受注者(第12号の場合は構成員又は協力企業のうちいずれかの者)が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し催告することなく、本委託契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由がなく、運営開始日に運営・維持管理業務を開始しないとき
 - (2) 自己の責めに帰すべき事由により、運営期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき
 - (3) 運営・維持管理業務を実施する上で必要な法令等の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき
 - (4) 受注者が、発注者の指示監督に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき
 - (5) 受注者が第55条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき
 - (6) 別紙2が適用される場合を除き、本委託契約及び要求水準書に従った運営・維持管理業務の履行を行わず、発注者が前条の規定により最長60日(ただし、発注者が本委託契約の規定に基づき60日より長い猶予期間を設けた場合は当該期間とする。)の猶予期間を

設けて受注者に請求しても受注者が当該猶予期間内に本委託契約及び要求水準書に従った運営・維持管理業務の履行を行わないとき

(7)別紙2により本委託契約を解除できるとき

(8)本事業を放棄したと認められるとき

(9)受注者に係る破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくは特別清算その他これらに類する倒産手続いずれかの手続について、受注者の取締役会でその申立等を決議したとき、若しくはその申立等がされたとき、又は、受注者が、支払不能若しくは支払停止となったとき

(10)第22条で定める報告書又はその他要求水準書に従い受注者が提出する報告書等において著しい虚偽の記載を行ったとき

(11)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき

(12)基本協定第3条第4項各号のいずれかに該当したとき

3 発注者は、別紙2が適用される場合を除き、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、30日以内の期間を設けて受注者に対し履行を催告し、当該催告期間内に改善されないときは、受注者に通知することにより本委託契約を解除することができる。

(1)受注者が、本件施設の保守管理に係る、発注者が通知する指摘事項について、遅滞なく対応策を示さないとき

(2)受注者が、発注者が請求した日の翌日から起算して30日以内に、第29条の保険契約を締結しないとき、又はこれを維持しないとき。ただし、発注者は、受注者が付保すべき保険が必要でないと合理的に判断する場合においては、当該保険に係る契約の締結を請求しない。

(3)その他受注者が本委託契約の義務を履行しないとき

4 発注者は、建設工事請負契約が解除された場合、本委託契約を解除することができる。

(違約金)

第53条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、運営保証対象額に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、第2条の契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該違約金の額から当該契約保証金の額を控除することができる。

(1)前条第2項、第3項又は第4項の規定により本委託契約が解除された場合

(2)受注者が本委託契約に基づく債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の本委託契約に基づく債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者が本委託契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1)受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、発注者に発生した損害が同項の規定による違約金の金額を超過しているときは、発注者は、受注者に対し、当該超過部分についての損害賠償を請求することができる。

- 4 前条第2項、第3項又は第4項の規定により契約が解除された場合は、契約保証金は発注者に帰属する。発注者に帰属した契約保証金は、発注者の第1項の違約金及び損害の賠償金に充当する。
- 5 第1項及び第3項の規定により受注者が発注者に違約金及び賠償金を支払う場合において、発注者は、違約金請求権及び損害賠償請求権と受注者の委託費請求権その他発注者に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。
- 6 第1項の規定にかかわらず、発注者が基本協定第4条第1項の規定により賠償金の支払いを請求するときは、本条の規定による違約金を重ねて請求することはできない。

(委託業務の一部解除)

- 第54条 運営期間中、発注者は、発注者が利用する必要がないと判断した本件施設の設備の一部（以下「不要設備」という。）に係る運営・維持管理業務の委託に関する部分につき、本委託契約を解除することができる。
- 2 発注者が、前項の規定により本委託契約を部分解除する場合には、受注者と不要設備の利用停止に関し協議するものとし、受注者は当該協議の結果に従って不要設備の利用停止に向けた必要な措置を講じる。
 - 3 発注者は、第1項の解除により受注者に損害が生じたときは、やむを得ないと発注者が認めるものについてのみ賠償する。

(受注者の解除)

- 第55条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本委託契約を解除することができる。
- (1) 第44条第1項第4号、第47条第9項、第48条第5項又は前条第1項の規定による部分解除のため、契約金額が3分の2以上減じたとき
 - (2) 発注者が、本委託契約に基づく債務の履行を行わない事態を60日間継続したとき
- 2 受注者は、前項の規定により本委託契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第9章 特許権等、著作権及び秘密保持等

(特許権等)

- 第56条 受注者は、受注者が本件施設を稼働させ、処理対象物を処理（業務委託による場合も含む。）するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用権（発注者から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得する。ただし、発注者が当該技術等の使用を指定し、かつ受注者が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。
- 2 受注者は、委託費は、前項の規定による特許権等の実施権又は使用権の取得の対価、第3項の規定による実施権又は使用権の付与、並びに次条第5項の規定による成果物並びに本件施設の発注者による使用に対する対価を含むものであることを確認する。発注者は、発注者が受注者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受注者に請求しない。
 - 3 第1項の規定により受注者が取得した実施権又は使用権のうち、本委託契約終了後において、発注者が本件施設を稼働させ、処理対象物を処理（業務委託による場合も含む。）するために必要なものについては、受注者は、当該実施権又は使用権を発注者に付与し、又は当該特許権

等の権利者をして発注者に付与せしめる。

(著作権の利用等)

第 57 条 発注者が本委託契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等（発注者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、発注者に帰属する。

2 受注者は、成果物（受注者が本委託契約に基づき発注者に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。）又は本件施設が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡する。

3 受注者は、発注者が成果物及び本件施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（発注者を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

（1）著作者名を表示することなく、成果物の全部若しくは一部若しくは本件施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること

（2）成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること

（3）本件施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で発注者又は発注者が委託する第三者をして成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること

（4）本件施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること

（5）本件施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと

4 受注者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（1）成果物及び本件施設の内容を公表すること

（2）本件施設に受注者の実名又は変名を表示すること

（3）成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること

5 発注者は、成果物及び本件施設について、成果物及び本件施設が著作物に該当するか否かに関わらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本委託契約の終了後も存続する。

(著作権等の譲渡禁止)

第 58 条 受注者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び本件施設に係る著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の侵害防止)

第 59 条 受注者は、成果物及び本件施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

2 成果物又は本件施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(秘密保持義務)

第 60 条 発注者及び受注者は、本委託契約に関連して相手方から秘密情報として開示された情報

を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、本委託契約の履行以外の目的で係る秘密情報を使用してはならず、本委託契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 本委託契約で公表、開示等することができると規定されている情報
 - (2) 開示の時に公知である情報
 - (3) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (4) 相手方に対する開示の後に、発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (5) 発注者及び受注者が、本委託契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、係る事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 発注者及び受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー業務受託者及び受注者の下請企業に開示する場合
 - (5) 発注者が発注者の議会に開示する場合
 - (6) 発注者が本件施設の運営及び維持管理に関する業務を受注者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又は係る第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合

(個人情報の保護)

第61条 受注者は、個人情報の保護を図るために、本事業に関連して知り得た個人情報について別紙5に定める個人情報取扱特記事項に従い適切な管理を行うものとする。

第10章 補則

(受注者の権利義務の譲渡)

第62条 受注者は、事前に発注者の承諾を得なければ、本委託契約上の地位及び本委託契約に係る権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分（譲渡予約権の設定を含む。）をしてはならない。

(資本金及び株式の発行)

第63条 受注者は、基本協定別表に定めるところにより、新株を発行し、資本金額を増加し、かつこれを維持しなければならない。

- 2 受注者は、いかなる場合でも、既存の株主以外の者に株式、新株予約権及び新株予約権付社債を発行してはならない。
- 3 受注者は、本委託契約が効力を失うまで、第1項に規定する場合を除き、あらかじめ発注者の承諾を得ない限り、株式、新株予約権及び新株予約権付社債を発行し、受注者の株式を引き

受ける権利を第三者に対して与え、又は他の法人との合併、事業の譲渡、会社分割その他受注者の会社組織上の重要な変更をしてはならない。

(解散)

第 64 条 受注者は、本委託契約が運営期間満了により終了した場合でも、最終の委託費の受領までは、解散してはならない。

(受注者の兼業禁止)

第 65 条 受注者は、本委託契約の履行以外の業務を行ってはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(受注者の役員)

第 66 条 受注者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 326 条第 2 項に従い、その定款に監査役及び会計監査人の設置に係る規定を置き、本委託契約が効力を失うまで、これを維持しなければならない。

2 受注者は、役員（会社法第 329 条にいう役員をいう。）又は会計監査人に異動があった場合、その他受注者の商業登記の登記事項に変更があった場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告にあたっては、受注者は、変更後の商業登記の登記事項証明書を添付しなければならない。この場合において、受注者の定款変更があったときは、受注者は、変更後の定款の写しをも添付しなければならない。

(経営状況の報告)

第 67 条 受注者は、本委託契約の終了に至るまで、会計年度毎に、自己の費用において会計監査人及び監査役の監査を受け、株主総会の承認を受けた計算書類（会社法第 435 条第 2 項にいう計算書類をいう。）及び株主総会に報告された事業報告並びにこれらの付属明細書の写しを、それぞれ当該会計年度の最終日から 3 月以内に、発注者に提出しなければならない。

(遅延利息)

第 68 条 受注者が本委託契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、遅延損害金を支払う。

2 前項の遅延損害金は、発注者の指定する期間を経過した日から支払いの日まで遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を付した金額とする。

(反社会勢力の排除)

第 69 条 本委託契約に別紙 6 として添付する暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約は本委託契約と一体をなすものとし、受注者は別紙 6 に定めるところを遵守する。

(管轄裁判所)

第 70 条 発注者及び受注者は、本委託契約に関する当事者間の一切の紛争に関し、千葉地方裁判所の第一審に関する専属管轄に服することに同意する。

(本委託契約に定めのない事項)

第 71 条 本委託契約に定めのない事項については、発注者及び受注者が別途協議して定める。

附則

(仮契約の解除)

第 1 条 発注者は、基本協定第 3 条第 4 項又は同条第 5 項に従い、本委託契約の仮契約を解除することができる。

2 前項に従い発注者が本委託契約の仮契約を解除した場合、発注者は、解除により受注者に生じる損害に関して一切の責任を負わない。

別紙1 第29条関係

保険の詳細

受注者は、本委託契約第29条に基づき、以下の内容の保険に加入するものとする。

(1) 本件施設の運営・維持管理業務に係る第三者損害賠償保険

保 険 契 約 者：運営事業者

被 保 険 者：市、運営事業者

保 険 期 間：運営期間とする。

補 償 限 度 額：対人：1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上

対物：1事故あたり1億円以上

補償する損害：本件施設の使用若しくは管理又は本件施設内での事業遂行に伴う法律上の損害、賠償責任を負担することによって被る損害

免 責 金 額：なし

(2) 車両保険

保 険 契 約 者：運営事業者又は運搬事業者

被 保 険 者：運営事業者又は運搬事業者

保 険 期 間：運営期間とする。

担 保 範 囲：運搬車両のすべて

保 険 金 額：再調達価額とする。

補償する損害：車両の盗難、偶発的な事故等により車両に損害が生じたときに、これを担保する。

免 責 金 額：提案による。

※受注者が、必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を付保することを妨げない。

モニタリング及び運營業務委託費の減額

1 モニタリング及び委託費の減額の基本的な考え方

(1) モニタリングの基本的な考え方

発注者は、本事業の運営・維持管理業務について、入札公告時に発注者が提示した要求水準書及び受注者が作成した事業提案書並びに運営マニュアル（以下「要求水準書等」という。）に基づいて適正かつ確実な運営・維持管理業務の履行水準の確保がなされているかどうかを、監視、測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、委託費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、運營業務委託契約に基づく発注者の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

(2) モニタリング方針

本事業におけるモニタリングの方法は、受注者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で発注者が随時のモニタリングを行うこととする。

(3) 委託費の減額に関する基本的な考え方

委託費の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- ア 受注者の行う業務において要求水準書等の未達成及び運營業務委託契約等の不履行があった場合に減額する。
- イ 減額は、適切な業務改善を受注者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとし、減額により運営・維持管理業務そのものが損なわれること等がないように実施する。
- ウ 減額金額は運營業務委託契約に基づき受注者が発注者に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- エ 運営・維持管理業務における減額措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他受注者の運營業務委託契約に基づく債務の不履行により、本件施設の全部又は一部の運転を停止した場合（発注者の指示により停止した場合を含む）の減額（以下「運転停止型減額措置」という。）と運転を継続できるが要求水準書等に規定する業務水準が達成されていないと判断した場合の減額（以下「運転継続型減額措置」という。）に分けて行うものとする。
- オ 軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、受注者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額若しくは減額ポイントが付されない仕組みを基本とする。

(4) 減額システムの運用について

本事業における運転停止型減額措置の場合は、直ちに委託費の減額となるが、運転継続型措置の場合は、適切な改善を受注者に促すための経済的動機付けとして規定するものであることから、軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、受注者が自ら改善措置をとり、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましい。そのため、発注者と受注者の間でこうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築を図るものとする。

2 運転停止型減額措置

(1) 減額等の措置を講じる状態

排ガスが公害防止基準を超過したことによる運転停止又はその他受注者の運營業務委託契約に基づく債務の不履行等により、本件施設の全部又は一部の運転を停止した場合。

(2) 減額措置の手順

ア 復旧手続き

発注者と受注者は、次に掲げる事項・順序で行い、運転が停止された施設の復旧に努めるものとする。ただし、公害防止基準を超過した理由が測定機器の誤作動等、その原因・改善策が自明である場合には、この限りではない。

(ア) 停止に至った原因と責任の究明

(イ) 追加測定結果等を踏まえた復旧計画の提案（発注者による確認）

(ウ) 復旧作業への着手

(エ) 復旧作業への完了確認（発注者による確認）

(オ) 復旧のための試運転の開始

(カ) 通常運転の再開

(キ) 運転データの確認

(ク) 本件施設の運転再開

なお、発注者による復旧計画の確認、復旧作業の完了の確認等に際し、発注者は専門的な知見を有する有識者等に助言を求めることができるものとする。

イ 減額の算定方法

本件施設の全部又は一部の運転を停止した状況において減額する金額については、1日あたりの固定費に停止日数と当該状況下において処理対象物を受け入れた日と受け入れ不能であった日それぞれ毎に予め設定する減額率を乗じた額の累計額を当該月の固定費の支払い額から減額する。

$$(\text{減額}) = \Sigma (1 \text{ 日あたりの固定費：円／日}) \times (\text{停止日数：日}) \times (\text{減額率：}\%)$$

ただし、「1日あたりの固定費：円／日」とは、年間の固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

ウ 減額率

状態		減額率
本件施設の全部 又は一部の運転 を停止	処理対象物をごみピットで受け入れた日	0 %
	処理対象物をごみピットで受け入れ不能かつ他施設で受け入れが可能であった日	25 %
	処理対象物をごみピットで受け入れ不能かつ他施設でも受け入れが不能であった日	100 %

3 運転継続型減額措置

(1) モニタリング手法の確定の手続き

運転継続型減額措置は、適切な改善を受注者に促すための経済的動機付けとして規定するものであり、直ちに委託費を減額する運転停止型減額措置の場合と異なるものである。そのため、まず発注者と受注者はモニタリング手法を以下の手続に基づいて合意して確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

ア 受注者の事業提案書に基づき、運営・維持管理業務の仕様・水準を確定する。

イ 受注者の提供する運営・維持管理業務が、要求水準書等未達となる基準については事業契約締結後に詳細化する。

ウ 受注者は品質管理（PDCA サイクル）を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化の一環として「運営マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査（セルフモニタリング）を業務監査（日常、随時及び定期モニタリング等）に位置付けるものとする。

エ 受注者は、自らが行う品質管理を前提として、(2)イに示す発注者のモニタリング方針を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する各種報告様式等を提案し、発注

- 者と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。
- オ なお、運営マニュアルは、受注者自らの業務の実施のために作成するものであり、これを遵守することにより受注者が免責となるものではない。

(2) モニタリングの方法

ア 受注者によるセルフモニタリング

受注者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営・維持管理業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運営・維持管理業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、運営業務委託契約書に定める運営・維持管理業務についての各種報告書及び監査済み財務書類をそれぞれ期日までに作成して発注者に提出するものとする。

イ 発注者によるモニタリング

発注者は、自己の責任及び費用で、受注者が実施する運営・維持管理業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

(ア) 定期モニタリング

受注者が毎月 10 日までに提出する月間業務完了報告書の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後 14 日以内に当該月間業務完了報告書の対象となる月の業務状況につき受注者に通知する。受注者は発注者が行うモニタリングにつき、発注者の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、月間業務完了報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、受注者の提案に基づき契約後に発注者と受注者が協議の上、決定する。

(イ) 随時モニタリング

発注者が、必要と認める場合、月間業務完了報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、受注者は当該説明及び立会い等について最大限の協力をするものとする。

(ウ) 財務状況モニタリング

受注者は、毎事業年度、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に提出する。なお、発注者は当該監査済財務書類を公開することができるものとする。

(3) 削減額の算定方法

ア 削減等の措置を講じる状態

定期モニタリングの結果、要求水準を満たさないと発注者が判断した場合の是正事項の例は表－1 に示すとおりである。

水準 1：本件施設の運営にあたって明らかに支障がある場合

水準 2：本件施設の運営にあたって利便性を欠く場合

表－1 運転継続型減額措置における是正事項（例）

運営費の区分	運転継続型減額措置における是正事項の例
固定費	■水準 1 ・排ガス以外の公害防止基準値の逸脱に伴う運転管理の改善 ・焼却灰及び飛灰処理物の基準値の逸脱に伴う運転管理の改善 ・安全措置の不備による労働災害、人身事故等の発生等に伴う各種マニュアルの内容の改善あるいは当該災害及び事故の再発防止のための改善

	・ 故意による業務放棄状態の改善
	■水準 2 ・ 情報公開設備（提示機器等）の不具合の改善 ・ 見学者対応設備の不備の改善 ・ 日常清掃、除草状況の履行水準の未達の改善 ・ 諸室清掃状況の履行水準の未達の改善

イ 減額措置の手続

（ア）業務改善手続

運転を継続できるが、受注者の運営・維持管理業務水準が運営マニュアル等の未達成及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行に至ったと判断した場合、発注者と受注者は、次の手順で業務の改善に努めるものとする。（図－1 参照）

- ① 運営マニュアル等の未達成及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行の改善を行わなければならない是正勧告の対象となる事象が発生した場合、発注者は是正事項の確定及び是正勧告を行う。
- ② 受注者は是正勧告を受託し、運営マニュアル等の未達成及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行に至った原因と責任の究明を行った後、業務改善計画書を作成し、発注者に提出する。
- ③ 発注者は受注者により提出された業務改善計画書を受諾し、改善期限日を確定する。
- ④ 受注者は業務改善作業に着手する。
- ⑤ 発注者は業務改善作業の結果の確認を行い、改善期限日までに改善されている場合、受注者の減額措置を解除する。改善されていない場合、受注者は業務改善作業を継続する。

（イ） 発注者は、受注者が継続した業務改善作業の結果の確認を行い、改善されている場合、発注者は改善日及び改善期限日を超過した日数（以下「超過日数」という。）を確定する。改善されていない場合、受注者は業務改善作業が改善されるまで業務改善作業を継続する。是正事項ごとの減額の算定方法

（是正事項毎の減額）＝（1 日あたりの固定費：円／日）×（減額率※1：％）×（超過日※2：日）

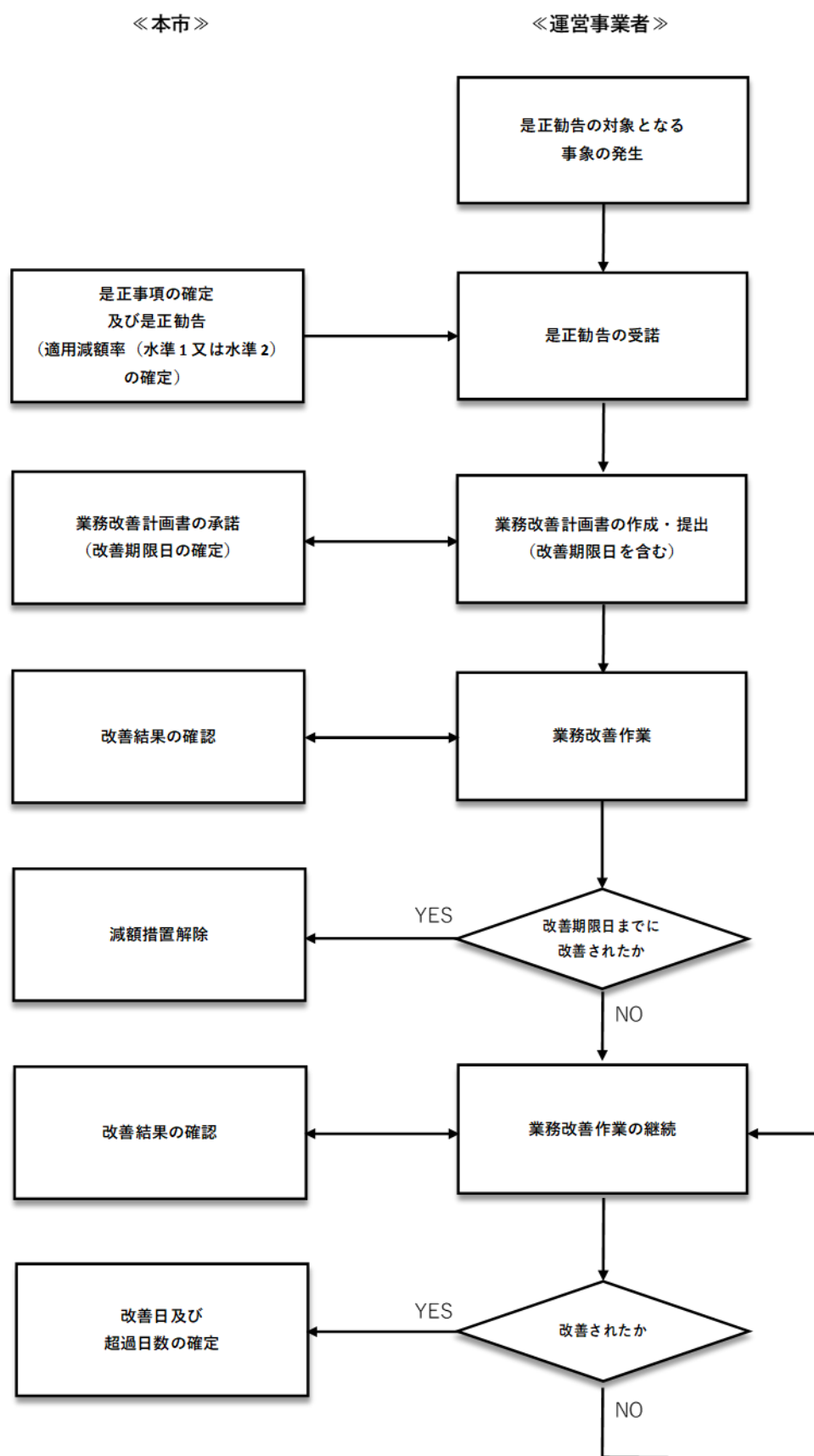
ただし、「1 日あたりの固定費：円／日」とは、年間の固定費を当該年度の日数で除した額とする。減額の対象は、改善日が属する月の固定費とする。月毎の減額の上限は、1 千万円とする。

※1：水準 1：水準未達と認定された場合に 10％

水準 2：水準未達と認定された場合に 1％

ただし、過去 3 ヶ月以内において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額率を 3 倍として加算する。

※2：改善期限日の翌日（同日を含む）から改善日までを起算した日



図－1 是正事項毎の適用減額率と超過日数の確定プロセス

運営業務委託費の構成、金額及び支払手続き

1 委託費の構成

受注者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、発注者が受注者に支払う対価の詳細を以下の表1 委託費の構成に示す。

表1 委託費の構成

支払いの対象となる業務	運営業務委託費	対象となる費用等
運営・維持管理業務	『固定費』 ※左記に掲げる業務に対して、処理対象物量の多寡に関係なく支払う対価 ※算出式は以下のとおりである。 固定費 = 運転経費 + 維持管理費 + 人件費 + その他経費	● 左記業務を行う上で必要となる全ての費用から、変動費を控除した金額とする。 ● 運転経費は、光熱水費の基本料金等とする ● 維持管理費は、保守管理費、修繕費及び保全費とする。 ● 人件費は、左記に掲げる業務に係る全人件費とする。 ● その他経費には、保険料、公租公課及び SPC 運営費用（監査費用等）を含む。 ● SPC の利益を含む ● 運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、登録免許税等 SPC 設立費用等）。
	『変動費』 ※処理対象物の受入量に応じて支払う対価 ※算出式は以下のとおりである。 変動費 = 変動費単価 × 処理対象物の受入量	● 処理対象物受入量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等）。 ● 年間変動費を計画ごみ処理量で除すことにより、変動費単価を提案すること。 ● SPC の利益は含まない。

2 委託費の金額

[提案に基づき記載します。]

3 委託費の支払い方法

発注者は、委託費を令和 13 年 4 月から令和 33 年 3 月末までの 20 年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、月に 1 回受注者に対して支払うものとする。受注者は月間業務完了報告書を翌月の 10 日までに提出し、発注者は提出を受けた日から 14 日以内にこの報告書の承諾について文書等により通知する。受注者は、発注者からの通知を受けた後速やかに請求書を市へ提出する。発注者は、請求書を受理した日から 30 日以内に委託費を支払うものとする。

固定費は、毎月均等（内訳毎に毎月均等）とする。変動費については、実績受入量に基づき毎月精算する。

$$\text{変動費（円）} = \text{変動費単価（円/t）} \times \text{処理対象物の受入量（実績）（t）}$$

なお、入札価格の算定にあたっては、変動費については、計画ごみ処理量※を表 1 に示す式に代入して得られる金額を用いるものとする。

※：「要求水準書（設計・建設業務編）第 1 章 第 2 節 1 , (2), (ア) ごみの概要」のうち、災害廃棄物を除いたごみ量を指す。なお、災害廃棄物の処理に係る費用については、別途、協議とする。

運營業務委託費の見直し

1 改定方法

委託費については、運營業務委託契約書に記載する改定指標（以下、「インデックス」という。）を確認の上、固定費及び変動費単価の改定を行うものとする。ただし、予め落札者が事業提案書にて提案したインデックスのうち、発注者が落札者決定前に協議対象として認定し、その旨落札者決定の事前に応募者に通知していたものについては、落札者決定後に発注者と落札者にてその採用の合理性及び妥当性を協議する。協議の結果、発注者が認めた場合には、当該インデックスを採用の上、事業契約を締結できる。なお、固定費及び変動費単価の改定は、翌年度委託費を設定する時期に行う。

2 許容範囲の考え方について

インデックスごとに、当該年度のインデックスと基準インデックスの差を求め、基準インデックスで除した改定率を算出する。基準インデックスについては、直近で改定をした年度のインデックスを採用とするものとし、最初の改定が伴うまでは、入札年度のインデックスを基準インデックスとする。当該年度の見直し前の固定費構成費目の各費用にそれぞれの改定率を乗じ、これらを合計した合計改定値を算出する。合計改定値が前回の見直しが行われた時点の固定費の各構成費目の合計費用と比べて±1.5%の値以上となった場合は、当該年度の見直し前の各構成費目の合計額に合計改定値を加えた額を、翌年度以降の固定費とする。変動費も同様とする。

3 各年度のインデックスの設定方法

当該年度のインデックスについては、前年度の5月から当該年度の4月までを採用期間とし、それらの平均値により設定する。ただし、入札年度のインデックスについては、令和6年9月から令和7年8月までのインデックスの平均値とする。

なお、委託費の見直しに用いる改定指標（以下、「インデックス」という。）は以下に示すとおりとする。また、委託費の見直しは、改定後の委託費を反映する年度の前年度の7月に行う。

表 物価変動に基づく改定に用いる指標

構成	構成費目		使用する指標
固定費	電気料金 基本料金		東京電力電気料金
	水道料金	上水料金 基本料金	千葉県水道局単価
		工水料金	
	薬品費	防臭剤	「消費税を除く国内企業物価指数 無機化学工業製品」 (日本銀行調査統計局)
		冷却水薬品	
	燃料	灯油	東京ガス単価
	維持管理費		毎月勤労統計調査「産業別賃金指数（決まって支給する給与）/調査産業計/30人以上」(厚生労働省)
	人件費		
その他経費		「消費税を除く企業向けサービス価格指数/基本分類指数/総平均」(日本銀行調査統計局)	

変動費	電気料金 従量分		東京電力電気料金
	水道料金	上水料金 従量分	千葉県水道局単価
		下水道料金	千葉市下水道単価
	薬品費	苛性ソーダ	「消費税を除く国内企業物価指数 ソーダ工業製品」 (日本銀行調査統計局)
		アンモニア水	「消費税を除く国内企業物価指数 化学肥料」 (日本銀行調査統計局)
		活性炭	「消費税を除く国内企業物価指数 化学製品」 (日本銀行調査統計局)
		塩酸	「消費税を除く国内企業物価指数 ソーダ工業製品」 (日本銀行調査統計局)
		反応用特殊助剤	「消費税を除く国内企業物価指数 無機化学工業製品」 (日本銀行調査統計局)
		液体キレート	
		滅菌剤	
		凝集剤	
		次亜塩素酸ソーダ	
		重金属安定化剤	
		pH 調整剤	
		清缶剤	
		脱酸剤	
	燃料	都市ガス	東京ガス単価
	灰等輸送費		毎月勤労統計調査「産業別賃金指数(決まって支給する給与)/調査産業計/30人以上」(厚生労働省)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本委託契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受注者は、本委託契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。本委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第 3 受注者は、本委託契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な千葉市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針及び千葉市情報セキュリティ対策基準に定める措置と同等以上の措置（特定個人情報を取り扱う場合は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」の「(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」に定める措置と同等以上の措置）を講じなければならない。

2 受注者は、本委託契約による事務に係る個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を設置し、その者をして、本委託契約による事務に係る個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項（安全管理措置に係る事項を含む。）、関係法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他事務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等を行わせることとするとともに、発注者にその責任者及び研修等の実施計画を報告し、また、当該研修等の実施後、速やかにその旨を報告しなければならない。

3 本委託契約による事務に係る個人情報の管理について、不適正な取扱いがあると認められるときは、発注者は受注者に対し、必要な措置を講じるよう求めるものとする。

(従事者への周知及び監督)

第 4 受注者は、本委託契約による事務に従事する者（以下「従事者」という。）を明確にし、その者の氏名及び所属を、個人情報管理責任者、個人情報作業責任者、個人情報作業従事者及び情報授受担当者などの役割並びに特定個人情報の取扱いの有無を明らかにして、発注者の求めに応じてその内容を発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本委託契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を了知させるとともに、発注者の求めがあった場合にその了知させたことが分かる書面等を提出しなければならない。

3 受注者は、前項の了知の際、従事者に対し、本委託契約による事務に従事している者又は従事していた者が、個人情報の違法な利用及び提供に関して法及び番号法で規定する罰則が適用される可能性があることを周知しなければならない。

4 受注者は、従事者に対し、本委託契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。本委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第5 受注者は、本委託契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(目的外の利用又は第三者への提供の禁止)

第6 受注者は、本委託契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本委託契約による事務を処理するために取得し、又は発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第8 受注者は、本委託契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、次に掲げる事項を発注者に対して報告の上、あらかじめ再委託先において講じられる安全管理措置が発注者と同等程度であると認められるものとして発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(1)再委託が必要な理由

(2)再委託先

(3)再委託の内容

(4)再委託先が取り扱う情報

(5)受注者の再委託先に対する監督方法

2 受注者は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託先に取り扱わせる場合には、本委託契約により受注者が負う義務を、あらかじめ契約書等で発注者が指定する事務を除き、「発注者」を「受注者」に、「受注者」を「再委託先」に読み替えて、再委託先に対しても遵守・履行させるとともに、受注者と再委託先との間で締結する契約書等においてその旨を明記しなければならない。この場合において、受注者は、発注者の提供した個人情報並びに受注者及び再委託先が本委託契約による事務を処理するために取得した個人情報をさらに委託するなど、第三者に取り扱わせることを禁止しなければならない。

3 受注者は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、再委託先との契約の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。

4 前3項の規定は、再委託先が受注者の子会社である場合も同様とする。

(作業場所の指定等)

第9 受注者は、本委託契約による事務の処理（個人情報を取り扱うものに限る。次項及び第3項において同じ。）については、発注者の庁舎内において行わない場合、当該事務を処理しようとする場所における個人情報の適正管理の実施その他の措置について、あらかじめ発注者に届け出て、発注者の承諾を得た場合には、当該作業場所において事務を処理することができる。

2 受注者は、発注者の庁舎内において本委託契約による事務の処理を行うときは、発注者の指定する時間に実施するものとする。この場合において、受注者は、従事者に対して、その身分を証明する書類を常時携帯させなければならない。

3 受注者は、本委託契約による事務の処理をするために取り扱う個人情報を、発注者の庁舎内又は第1項の規定により発注者の承諾を受けた場所から持ち出してはならない。

(資料等の運搬)

第10 受注者は、従事者に対し、個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこ

と、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(資料等の返還等)

第 11 受注者は、本委託契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、本委託契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、その他発注者の承諾を得て行った複写又は複製物を含む本委託契約による事務を処理するために用いた個人情報については、廃棄又は消去し、いずれにおいても発注者にその旨の報告をしなければならない。なお、本委託契約による事務を処理するために用いた個人情報を保存していた電子媒体等を廃棄等する場合は、復元できないよう措置を講ずるものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(情報の授受等)

第 12 第 11 に定める資料等の返還及び成果物の授受（以下「授受等」という。）は、第 4 の規定によりその役割を果たすべき者として発注者に届け出られている者が行うものとする。

2 授受等が、契約書等で発注者が指定することにより、発注者と受注者との直接のやり取りになっていない場合は、受注者は、その授受等の方法について、あらかじめ発注者に承認を得なければならない。

(事故発生時における報告)

第 13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態及び受託した事務に係る個人情報の漏えい、毀損、滅失等が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。本委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 前項の規定による報告があった場合において、発注者は、受注者の意図にかかわらず、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。

(検査等の実施)

第 14 発注者は、受注者が本委託契約による事務を処理するにあたっての作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、安全確保の措置の実施状況を確認するため、年 1 回以上、実地（同一内容の委託事務において委託先や委託先が個人情報を取り扱う場所が複数ある場合は、そのうちの一か所以上）に検査するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、受注者からの書面の提出をもって替えることができる。

(1) 書面による確認で足りる場合

(2) 委託先又は委託先が個人情報を取り扱う場所が遠方である場合

(3) その他実地検査ができないことについてやむを得ない理由があるとき

2 受注者は、発注者から前項の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(資料等の提出)

第 15 発注者は、発注者の保有個人情報と認められる情報が記載されている資料等について、必要に応じて提出を求めることができるものとする。

2 受注者は、発注者から前項の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第 16 発注者は、次のいずれかに該当するときには、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(1) 本委託契約による事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者又は再委託先の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたとき。

(2)前号に掲げる場合の他、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき。

(補則)

第 17 この個人情報取扱特記事項に規定する各種書類の提出期限は、発注者が別に指定する。

<法における罰則関係規定の抜粋>

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号にかかる個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 178 条 第 148 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 179 条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第 184 条第 1 項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 182 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処する。

(1)第 146 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(2)略

第 183 条 第 176 条、第 177 条及び第 179 条から第 181 条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 184 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰する他、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1)第 178 条及び第 179 条 1 億円以下の罰金刑

(2)第 182 条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表する他、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第 185 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

(1)第 30 条第 2 項（第 31 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 56 条の規定に違反した者

(2)第 51 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3)偽りその他不正の手段により、第 85 条第 3 項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

<番号法における罰則関係規定の抜粋>

第 48 条 個人番号利用事務等又は第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第 8 条第 2 項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第 14 条第 2 項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、4 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 49 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、3 年以下の懲役若しくは 150 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 50 条 第 25 条（第 26 条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、3 年以下の懲役若しくは 150 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 51 条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）第 2 条第 4 項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、3 年以下の懲役又は 150 万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用を妨げない。

第 52 条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 52 条の 3 第 45 条の 2 第 3 項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、2 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 53 条 第 34 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した者は、2 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 53 条の 2 第 21 条の 2 第 8 項又は第 45 条の 2 第 9 項において準用する第 34 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 54 条 第 35 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 55 条 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 55 条の 2 第 21 条の 2 第 8 項又は第 45 条の 2 第 9 項において準用する第 35 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 56 条 第 48 条から第 52 条の 3 までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 57 条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる違反行為をしたときは、その行為者を罰する他、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

（1）第 48 条、第 49 条及び第 53 条 1 億円以下の罰金刑

（2）第 51 条及び第 53 条の 2 から第 55 条の 2 まで 各本条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表する他、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される約款と一体をなすものとし、同約款に基づき締結される契約（以下「本契約」という。）と一体をなすものとする。

(表明確約)

第2条 受注者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除)

第3条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 前条第1項各号に該当するとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前条第1項各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(3) 前条第1項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、市が、受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者は、前項の規定により本契約が解除された場合は、違約金として、本契約の契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。

- 3 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。
- 4 発注者は、第1項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 5 第1項の規定により本契約が解除された場合に伴う措置については、本契約の定めるところによる。

(不当介入の排除)

第4条 受注者は、本契約の履行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 受注者の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領の定めるところにより、当該法人について指名停止の措置を行う。受注者の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。